

東近江市能登川水車とカヌーランド（喫茶コーナー）運営事業者募集要項

1 目的

恵まれた自然環境の中で、水や歴史と親しみ直接ふれあえる観光レクリエーション施設である能登川水車とカヌーランドにおいて、喫茶コーナーを活用することにより、来訪者の快い休憩場の提供、地場産品の利用等地域特性を生かした賑わいづくりを目的とします。

2 能登川水車とカヌーランドについて

(1) 設置目的 恵まれた自然環境の中で、市民とそこを訪れる人々が水や歴史と親しみ直接ふれあえる観光レクリエーション施設

(2) 概要

ア 設置者 東近江市

イ 指定管理者 公益財団法人東近江市地域振興事業団

ウ 所在地 東近江市伊庭町1269番地

エ 開館時間 午前9時から午後4時まで

オ 休館日 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）に規定する祝日に当たるときは、その翌日）

祝日法に規定する祝日の翌日

12月28日から翌年1月4日まで）

カ 施設概要 市ホームページ掲載のとおり

<https://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000009261.html>

キ 能登川水車とカヌーランド来館者等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）	各年345日程度				
来館者数（人）	42,100	38,000	45,741	44,541	41,218

3 施設（喫茶コーナー）概要

(1) 場所 水車資料館 高床式木造瓦葺平屋建ての一角
(別図位置図のとおり)

(2) 店舗数 1店舗

(3) 面積 33.773㎡（キッチン約23㎡、ストックヤード約11㎡、その他共有スペース有）

(4) 設備 給湯（設備のみ、使用には別途プロパンガスの契約が必要）
給水、空調

なお、調理にプロパンガス使用不可

- (5) 什 器 無し
- (6) 持 込 品 厨房設備、什器、レジスター等営業上必要な備品は、運営事業者自らが調達、設置することとします。
- (7) 駐 車 場 能登川水車とカヌーランドの駐車場を無償で利用可
- (8) 営業期間 行政財産使用許可日から当該年度3月31日まで
- (9) 更 新 双方から特段の申出又は使用条件の違反等がなく、良好な運営が認められる場合には、所定の審査を経た上で1年ごとに使用許可申請を行うことにより引き続き更新ができます。

4 運営条件

(1) 基本的な運営方針

来館者のサービス向上のため、「1目的」に合致するように飲物、軽食及び甘味等を提供すること。

(2) 営業日

開館日の範囲内で相談に応じますが、土曜日及び日曜日のみや不定期の営業形態は不可とし、休館日は、原則、休業とします。その他、開館日であっても天候等の影響により臨時休館とし、営業できない場合があります。

(3) 営業時間

能登川水車とカヌーランド開館時間の範囲内で相談に応じます。

(5) 施設の改造について

運営事業者の負担による施設の改造は可としますが、その場合は原状復旧を原則とします。

(6) 使用料及び光熱水費等の負担について

行政財産使用許可を受けた運営事業者は、東近江市行政財産使用料条例に基づき算出された使用料とともに、営業に要した光熱水費等を負担していただきますので、市が指定する方法により期限までに納付してください。

ア 使用料

平方メートル当たり1,000円×33.7725㎡=33,773円（1箇月当たり）。

1箇月に満たない場合は、日割り計算により算出した額とします。

イ 光熱水費

公益財団法人東近江市地域振興事業団にお支払いください。

(7) 留意事項

ア 喫茶コーナーの運営を、第三者に委託又は転貸することは禁止します。

イ 運営責任者を常駐させ、現場で業務の指揮及び監督に当たらせてくださ

い。

ウ 運営責任者を設置又は変更したい場合は、速やかに市長に報告するとともに、併せて、施設の安全管理のため従業員名簿を提出してください。

エ 食品衛生許可をはじめ営業に必要な許可手続は、運営事業者が負担してください。

オ 害虫が発生することのないよう衛生管理には細心の注意を払ってください。

カ 占用部分の清掃、消毒及びゴミの処理に要する経費は、運営事業者の負担とします。

キ 既存設備等について、運営事業者の故意又は過失による破損及び故障等の修理は、運営事業者にて負担してください。

ク 食品衛生法、防災等の法令その他法律に基づき、適正に運営を行ってください。

ケ 食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブルが発生した場合は、運営事業者が責任をもって対応し、速やかに市長に報告するとともに、市はその一切の責任を負いません。

5 応募資格

能登川水車とカヌーランドの特性や運営について、理解及び協力が得られる法人又は個人で、次の要件を満たす者とします。

- (1) 営業開始日の14 日前までに飲食店営業許可申請をしている、又は予定していること。
- (2) 国税、県税、市税、法人税及び消費税等の滞納がないこと。
- (3) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分等を過去3年間受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4の規定に該当しないこと。（一般競争入札参加資格に関する規定）
- (5) 申込書の提出日から選定結果の通知日までの間、東近江市物品役務等入札参加資格等に関する要綱に基づく資格停止期間中でないこと。
- (6) 東近江市暴力団排除条例に基づく措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 申請者又は申請者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

6 応募方法

(1) 運営希望者は、次の書類を各1部提出してください。なお、応募に要した費用は、各応募者の負担とします。

ア 出店希望申込書（様式1）

イ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式2）

ウ 住所地又は事務所が所在する市町村の税に滞納がないことを証明する納税証明書（原本）

エ 個人又は任意団体の場合は、代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し。法人の場合は、法人登記簿謄本（3箇月以内のもの）。

オ 資金計画に関する資料等（様式自由）

(2) 応募受付期間

令和6年11月25日（月）から令和6年12月9日（月）まで

(3) 応募方法

持参（下記執務時間中）又は郵送（12月9日必着）

(4) 提出先

東近江市八日市緑町10番5号 東近江市役所

東近江市商工観光部観光物産課

（平日の午前9時から午後5時まで）

7 選定

(1) 運営事業者の選定は、提出された書類に基づき、運営事業者と面談を行い、運営方針、営業実績、採算性等から総合的に審査します。

(2) 審査日

令和6年12月12日（木）13時30分から（詳細は別途連絡します。）

(3) 審査場所

東近江市役所本館2階202会議室

(4) 審査基準

審査項目	視点
運営方針	来場者の憩いの休憩場として、また、賑わいを期待できる魅力あるものにしていく力があるか。また、事業計画の妥当性、事業所の実績又は経営者の経験から、計画する売上や収益の実現性、妥当性があるか。
商品・サービス提供能力	利用客が満足するメニューや価格設定となっているか。
商品・サービス開発力	東近江市らしいオリジナリティ溢れる商品、地産地消や食材にこだわったサービス、メニュー等を提供できるか。また、地域活動団体への協力や共同事業の開催ができるか。
市への波及効果	営業活動や従業員の雇用において、市内経済や公共福祉の向上に効果があるか。
経営理念・財政基盤	来館者の快い休憩場として運営する考えを持ち合わせているか。また、運営を持続できるよう資金計画に採算性を有しているか。

(5) 結果通知

選考結果は、応募者全員に通知します。

なお、審査内容に関する問い合わせには一切お答えできません。

(6) 選定の取消

次のいずれかに該当する場合は、選定を取り消します。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可申請の手続を行わなかったとき。
- イ 応募書類の内容に虚偽の記載があるとき。
- ウ 応募資格を満たさないことが判明したとき。
- エ その他運営事業者として不適格な事項が認められたとき。

8 問合せ先

募集要項の内容について、御質問のある場合は、応募受付期間中に随時お問い合わせください。

なお、電話や来庁する場合は執務時間中に、事前に連絡をお願いします。

東近江市商工観光部観光物産課（担当：岩本）

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電話 050-5801-5662 F A X 0748-23-8292

メール kanko@city.higashiomi.lg.jp